備考
一　この表において「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第二百九号）による改良前のものをいう。
二　この表において「特殊耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第四号に定める構造をいう。

第二　住宅地区改良法施行令第十三条の二第一項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法施行令第四条の四第二項の規定に基づく旧公営住宅法施行規則第六条に規定する平成二十六年十一月から平成二十七年十月までの間に行われる改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率は、平成二十六年国土交通省告示第九百二十一号（公営住宅法施行規則第二十三条に規定する率を定めた件）に定める率とする。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２３５号
山梨県南巨摩郡身延町身延3816番地
債務者　佐野　武文
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深澤　　勲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６２８号
神戸市北区泉台５丁目19番地の14、従前の住所神戸市西区南別府３丁目14番地の２　Ａ―301号
債務者　内山　正幸
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５７号
兵庫県姫路市大津区平松283番地
債務者　井上千津子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　順平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月21日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第９１６号
神戸市中央区若菜通６丁目２番10号　バグースビル202号
債務者　Ｎｕｍｂｅｒ884こと　林　　勝哉
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上入佐輝史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２２号
北九州市小倉北区紺屋町12番21―604号
債務者　田邉　　弘
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１００号
鹿児島県肝属郡肝付町新富6946番地３
債務者　窪田　　豊
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉崎　泰広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第５４４号
さいたま市北区日進町１丁目710番地１　レーベンハイム大宮グランファースト609号
債務者　差形　慶子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５４５号
さいたま市北区日進町１丁目710番地１　レーベンハイム大宮グランファースト609号
債務者　差形　　健
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
静岡県島田市旭３丁目21番10号　旭第二住宅５号、住民票上の住所静岡県島田市旭３丁目21番10号
債務者　大場　正行
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２５号
愛知県豊田市生駒町大坪17番地　キングスコート豊田生駒706号
債務者　澤田　幸子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　英里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月５日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第７３２号
さいたま市中央区上峰４丁目14番20号
債務者　成田　裕之
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿沼　佑一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
奈良県生駒市東松ケ丘４番18―201号
債務者　渡邉　眞人
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　正宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１１７６号
名古屋市天白区池場３丁目503番地　コーポ繁201号
債務者　中野　憲一
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　　朝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部